

国会審議中継に係る権利の実態等について

1. 問題の所在

国会審議中継については、衆議院、参議院のHPにおいて誰もが閲覧することが可能となっている。この審議中継の映像について、複製やSNS等への掲載を行いたいとのニーズがある。

国会審議における発言等については、著作権法第40条第1項の「公開して行われた政治上の演説又は陳述」に該当する場合は、同一の作者のものを編集して利用する場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。また、国若しくは地方公共団体の機関等において行われた公開の演説等の利用については、同条第2項で「報道の目的上正当と認められる場合」に一定の利用が認められている。

一方で、これらの演説又は陳述を収録した映像の利用については、当該演説等に係る著作権とは別に映像の著作権について考慮する必要があるところ、当該映像の著作権については同条の権利制限規定の対象外と考えられるため、その利用に当たっては原則として当該映像に係る著作権者の許諾が必要となる。

もっとも、第32条第1項の要件を満たす限度においては、許諾なく「引用」して利用することは可能である。

2. 実態等

これについて、衆議院インターネット審議中継を所管する衆議院事務局から、また、参議院インターネット審議中継を所管する参議院事務局から、それぞれの審議中継映像等に係る権利の実態・考え方について聴取した。

(審議中継の制作・権利の所在について)

審議中継については、複数のカメラで撮影が行われ、発言者等へのカメラの切り替えやフォーカスのほか、中継映像への委員会名や発言者名等のテロップの挿入等が行われている。また、その撮影・作成にあたっては、映像制作会社等の外部組織を活用しているとのこと。

審議中継映像の著作権は、いずれも衆議院、参議院が、それぞれ有しているとのことである。

なお、映像中に映る、議員作成のパネルや、参考人による発言・資料などについては、中継され、利用されることについて事前に了承を得たり周知がなされている。

(審議中継の利用について)

問題の所在に示したSNS等への掲載に係るニーズは、主に国会議員等から寄せられている。これについて、議員本人による審議部分（質疑及びそれに対する答弁）の映像の利用については、衆議院事務局・参議院事務局に申請を行うことで、映像データが提供され、自身の発言に関する動画をSNS等で発信することは可能となっているとのことである。

また、放送事業者等への提供も行われている。その際の利用にあたっては、政治的な公平性を守ること、院の権威又は議員の名誉を傷つけるような取扱いをしないこと、第三者への無断でのデータ提供の禁止など、一定の条件がある。

その他、それ以外の第三者による国会審議中継等の利用については、HPにおいて次のように示されている。

<参考>

○衆議院インターネット審議中継HPより

「衆議院インターネット審議中継」に掲載されている個々の情報（文字、写真、映像等）は著作権の対象となっています。ご利用にあたっては、著作権法の範囲内でご使用ください。

○参議院インターネット審議中継HPより

参議院インターネット審議中継は、参議院の審議映像をストリーミング方式で配信しております。参議院インターネット審議中継に掲載されている情報（文字、写真、映像等）は著作権の対象となっています。ご利用にあたっては、著作権法の範囲内でご使用ください。

これは、院の権威又は議員の名誉を傷つけるような取扱いやその他の悪用を防ぐ観点から、基本的には、著作権法（第32条、第40条など）の範囲内においての利用を認めているとのことである。

3. 検討

国会審議中継の映像の利用については、衆議院又は参議院のHPで閲覧ができることに加え、議員本人の利用のための映像の一部の複製手続が用意されており、更に報道機関等への無償提供も行われているため、利用のニーズに対する一定の対応は取られているものと考えられる。

一方、上記の実態を超える利用については、政治的な公平性の確保、院の権威又は議員の名誉の保護、その他悪用の防止など、立法府における取決めや運用が深く影響するところであり、今後、立法府における運用の状況等を踏まえて検討すべきと考えられるがどうか。